

主な出展規程

1.出展料金等の請求と支払い、返金等について

事務局が出展申込書の記載事項を確認の後、出展者に出品料金の請求書を送付します。出展者は、請求書記載の期日までに出品料金全額を事務局指定の口座へ振込むものとします(お支払いは銀行振込みのみで、手形・小切手・直接現金でのお支払いは受け付けておりません)。なお、出品料金を含め本展示会に関する全ての支払い、返金についての振込手数料は出展者が負担するものとします。

2.出展申込みの受理、成立期日について

出展者が事務局の定める手続きを行い、その出展申込書(申込みシステムの利用、出展申込書の郵送、ファックス、eメールなど)を事務局が受領した時点で申込成立とします。ただし、出展内容が展示会趣旨にそぐわない場合や出展資格を有しないと事務局が判断した場合は出展をお断りする場合があります。

3.出展申込の取消(キャンセル)

- (1)出展申込の取消または申込内容の変更は原則として認めませんが、やむなく出展の取消もしくは申込内容の変更(出展小間数の一部キャンセルなど)を行う場合には、その理由を明記した文書を事務局に提出し、承諾を得て下さい。
- (2)やむなく出展の取消もしくは申込内容の変更を行う場合には、その時期に応じて下記の出展取消料(角小間料金含む)をお支払い下さい。なお、下表は事務局が出展者からの取消・変更通知書面を受領した日を基準とします。

書面による取消・変更通知を受領した日	出展取消料
2026年11月1日～2026年12月23日	出展料金(税込)の 10%
2026年12月24日～2027年1月8日	出展料金(税込)の 50%
2027年1月9日～2027年1月31日	出展料金(税込)の 75%
2027年2月1日以降	出展料金(税込)の100%

- (3)出展者が上記相当金額を支払っていないときは、取消通知後、直ちに支払うものとします。出展者が既に支払った金額が上記相当金額を超過している場合は、超過分を事務局より返金します。この場合、振込手数料は出展者の負担とします。
- (4)事務局は、次に該当する場合、出展者に対し、何らの予告無しに出展を取消することができ、また、出品料金全額をお支払いいただきます。この場合、事務局は当該場所を適切な方法で使用する事ができるものとします。
 - ①2027年1月29日(金)までに出品料金を完納しない場合
 - ②事前申告なしに搬入日の2027年4月13日(火) 12時までに小間の使用を開始しない場合
 - ③出展規程および関連規程に記載の事項に違反し、事務局の催告によっても改善が認められない場合

4.小間位置の決定

- (1)小間の位置は、出品物の内容、申込順位、出展実績、会場全般の構成、実演の有無などを考慮して事務局が行い、後日通知します(予定)。出展者は小間の割当てについて、苦情や出展取消等を申し出ることはできません。
- (2)主催者は、消防法令上または出展者の展示効果向上のために小間図面を変更し、それに伴い小間を再配置することができます。その際、出展者は小間位置変更に関する損害賠償請求はできないものとします。

5.小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互において交換することはできません。

6.共同出展者の取り扱い

2社以上の会社が共同出展をする場合は、原則として1社が代表して申し込むものとし、出品料金などの各請求をはじめとする事務局からの全ての連絡は、申込者の実務担当者へのみ通知するものとします。なお、共同出展する社名の表記は、出展者名併記の場合のみとします。

7.出展物および展示装飾・実演に関する規制と撤去・搬出

- (1)小間内に出展物および装飾物等が、後日事務局より通知される期日内に撤去・搬出されない場合は、出展者の費用負担で、事務局により撤去・搬出できるものとします。

(2)いかなる方法でも、近隣の小間の妨げとなる小間の造作はできないものとし、近隣小間の出展者から苦情がでた場合、事務局が展示会運営上の立場から判断し、小間装飾などの変更が必要と判断した場合は、当該小間の出展者はその変更同意するものとします。この場合に発生する費用は、出展者の負担とします。

(3)事務局は展示会開催趣旨・目的などの観点から問題があると思われる出品物の展示や装飾に関して規制または撤去する権限を有するものとします。この場合、事務局は出展者に対して輸送・展示費用などの負担や出品料金などの返金について一切の責任を負わないものとします。

(4)出展者は開催期間中、各種規程を遵守しブース運営を行うこととします。また、全期間においてブース運営責任者、またはそれに準ずる者が展示ブース、各種会場にて立ち会わなければいけないこととします。原則、ブースを無人で運営することはできません。

8.出展物の管理と免責

主催者は、出品物の管理・保全について警備員を配置するなど会場全般の管理・保全にあたりますが、出品物への天災、不可抗力、盗難、紛失などあらゆる原因により生じる出品物への損失または損害についてその責任を負わないものとします。出品物、備品の管理は出展者の責任の下、万全を期して行って下さい。

9.損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意、その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は保険へ加入するなど、十分な対策を講じて下さい。

10.展示会開催概要の変更または開催中止について

主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、開催概要の大幅な変更、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展者に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。

(1)会期変更の取り扱いについて
出展申込みは、変更された会期等についても有効とし、変更などを理由として出展を取消すことはできません。

(2)出品料金の返金について
主催者が展示会開催を事前または会期中に中止した時は、既納出品料金から下記に定める金額を返金します。その際、銀行振込手数料は出展者の負担とします。また、主催者が会期変更(延期)を行った場合は、既納出品料金の返金が行わないものとします。
会期変更を行った際は、その変更した開催日程に応じた出品料金の返金規程を、主催者および事務局が設定するものとします。

中止による既納出品料金の返金割合

2026年11月30日まで	出展料金(税込)の全額返金
2026年12月1日～2027年1月31日	出展料金(税込)の65%返金
2027年2月1日～2027年2月28日	出展料金(税込)の50%返金
2027年3月1日～2027年3月31日	出展料金(税込)の35%返金
2027年4月1日～2027年4月10日	出展料金(税込)の25%返金
2027年4月11日以降	出展料金の返金はいりません。

(3)不可抗力について
戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。

11.日本国内への入国手続き

出展者が、本展示会への出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負わないものとします。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展申込を取り消す場合には、出展者は主催者に対し、「3.出展申込の取消(キャンセル)」に定める規程によりキャンセル料を支払うものとします。

12.規程の遵守

出展者は本出展規程をはじめとする主催者が定める諸規程を遵守することに同意のうえ出展申込みをするものとし、この点において将来いかなる時点においても一切の異議を申し立てないこととします。出展者は主催者が定める全ての規程を本展および出展者の利益保護のためのものと解釈し、その実行に協力するものとします。